

議案第76号

中里市民センター建設（建築）工事の請負契約の締結について

中里市民センター建設（建築）工事の請負契約を次のとおり締結するため、一関市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年一関市条例第43号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月17日提出

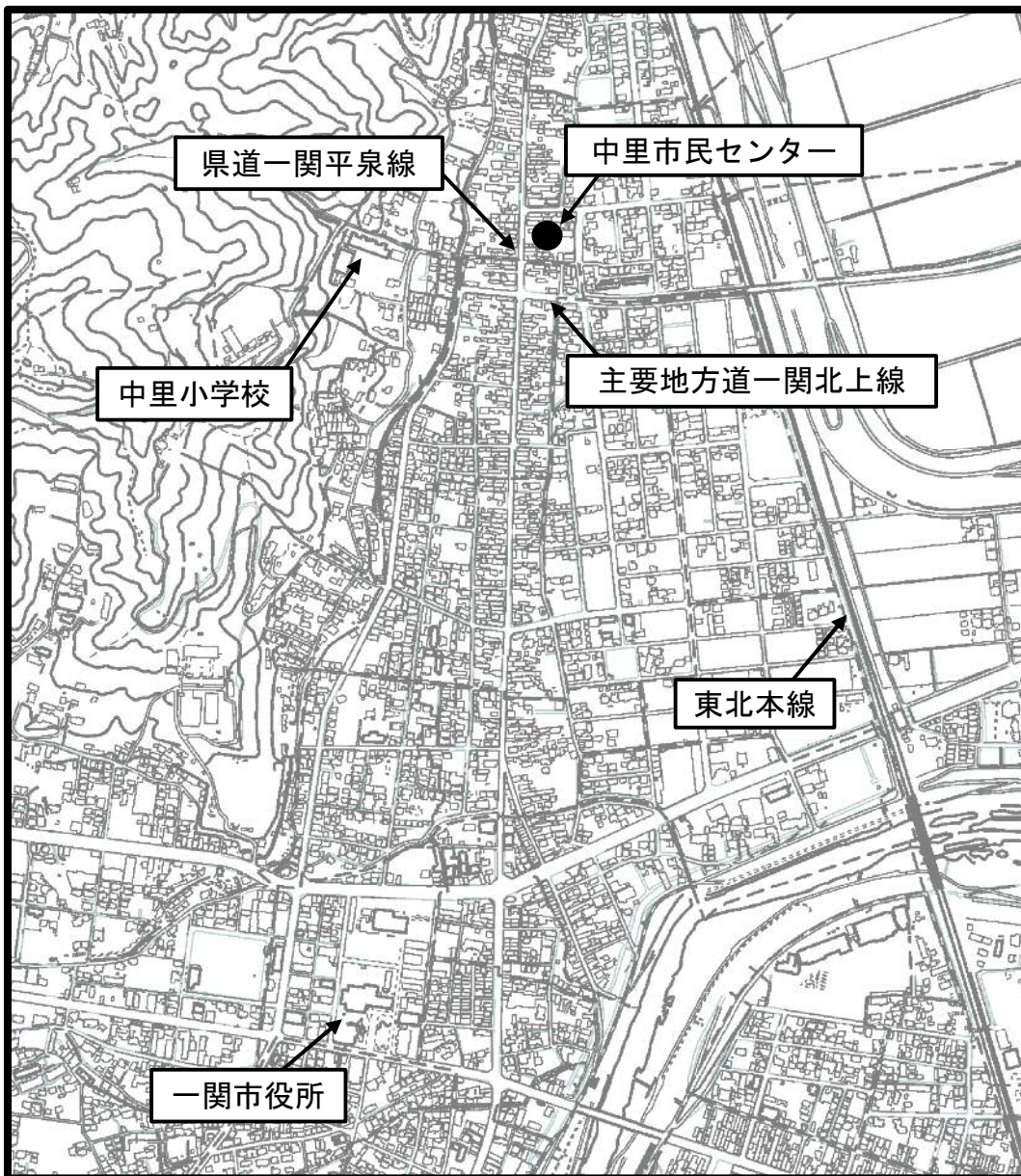
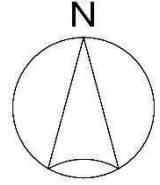
一関市長 佐藤 善 仁

- 1 工 事 名 中里市民センター建設（建築）工事
- 2 工 事 場 所 一関市山目町二丁目地内
- 3 工 事 内 容 建築工事
市民センター新築
鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積 628.69 m²
陶芸室移転
鉄骨造平家建 延べ面積 53.35 m²
渡り廊下新築
鉄筋コンクリート造平家建 延べ面積 16.45 m²
ほか附属施設 一式
- 4 契 約 金 額 307,450,000円
- 5 契約の相手方 一関市新大町124番地
株式会社仁田工務店
代表取締役社長 長 畠 大 輔

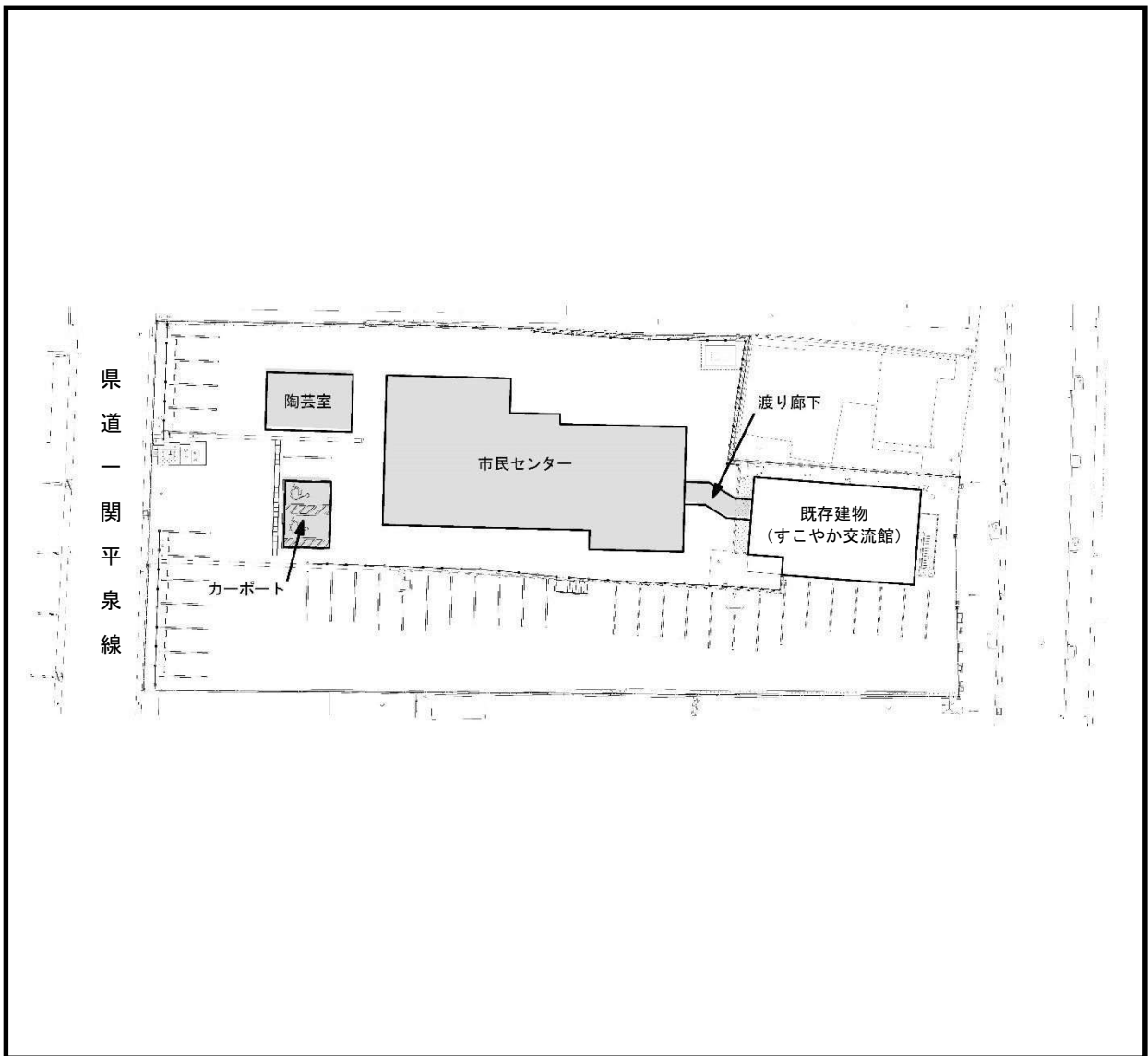
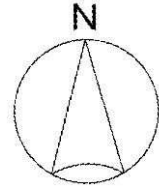
請負契約の目的

市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的に設置している市民センターについて、地震により被災したため建て替えが必要であることから、中里市民センター建設工事を実施しようとするものである。

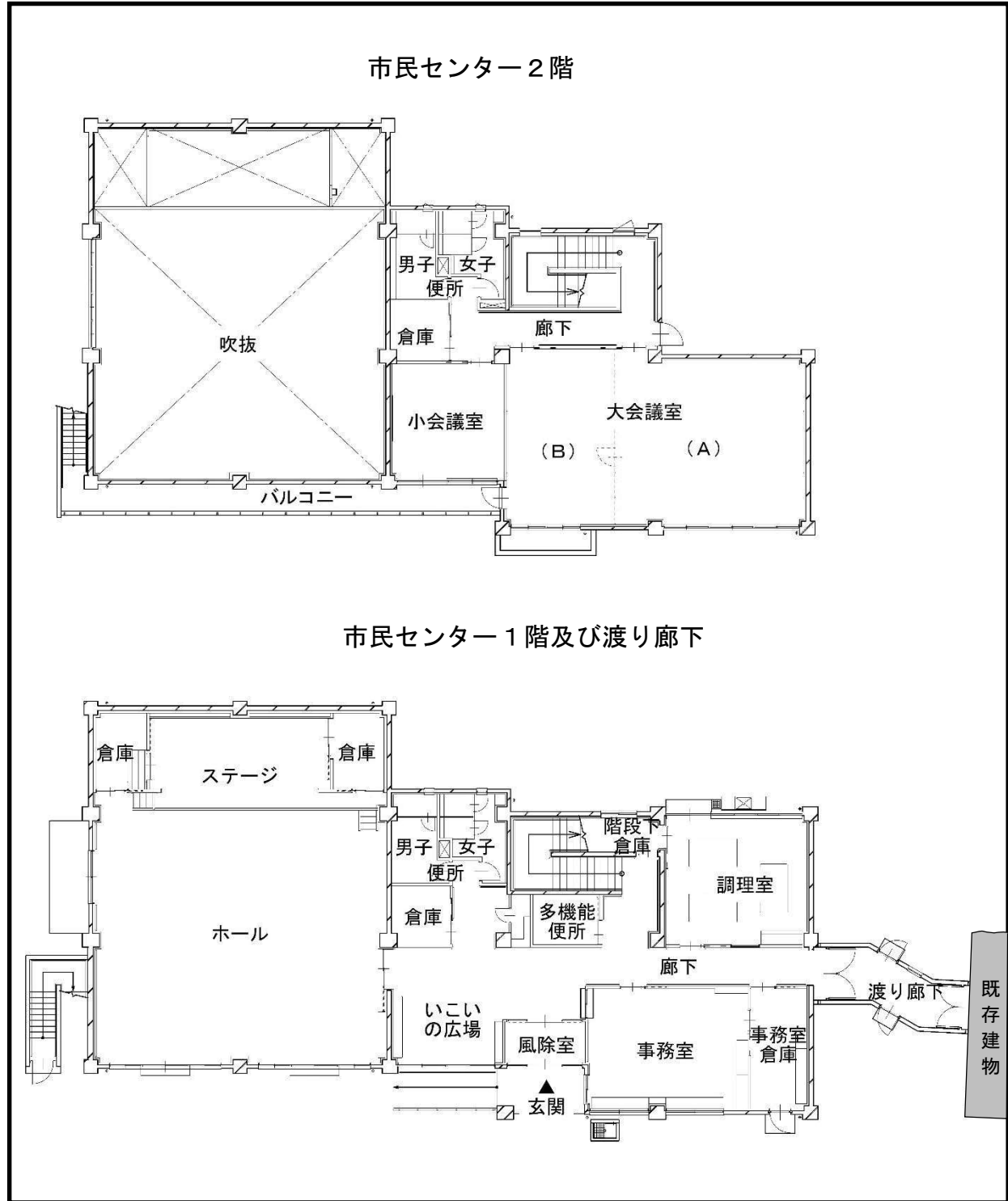
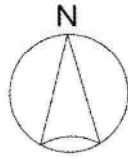
位置図



配置図



平面図



中里市民センター整備事業全体計画

(単位：千円)

項目	事業内容	R 4	R 5	R 6	合計
1 解体		14,248	16,155		30,403
	環境配慮調査委託	アスベスト分析一式 P C B分析一式	1,107		1,107
	解体工事		15,972		28,512
	残置物撤去処分等	残置物撤去処分、グランドピアノ運搬等	601	183	784
2 測量調査	測量業務一式 地質調査業務一式 解析等調査業務一式	7,879			7,879
3 実施設計			19,478		19,478
4 建設工事			485,084		485,084
	建築工事	<ul style="list-style-type: none"> ■市民センター新築 鉄筋コンクリート造2階建 延べ面積628.69㎡ ■陶芸室移転 鉄骨造平家建 延べ面積53.35㎡ ■渡り廊下新築 鉄筋コンクリート造平家建 延べ面積16.45㎡ ■附属施設一式 		336,298	336,298
	電気設備工事		99,616		99,616
	機械設備工事		49,170		49,170
5 工事監理業務委託			11,444		11,444
6 設計意図伝達業務委託			4,162		4,162
7 備品購入	机、椅子等			4,785	4,785
8 その他	各種手数料、仮囲い賃貸借等		806	53	859
合計		22,127	537,129	4,838	564,094

※R 4は決算額、R 5は予算額、R 6は予定額

議案第76号 参考資料No. 6

入 札 調 書

○契約の締結方法 制限付一般競争入札	入札年月日	令和5年10月25日		
	立会人	下記入札業者		
○参加資格 建築一式工事A級I種 鉄筋コンクリート造建築工事の実績を求める	工期	340日間		
	予定価格 (税込額)	(279,500,000 円 307,450,000 円))
○件名 中里市民センター建設(建築)工事	最低制限価格 (税込額)	(257,140,000 円 282,854,000 円))
	落札金額 (税込額=契約金額)	(不 調	円 円)
○工事(履行)場所 一関市山目町二丁目地内				
商号又は名称	第1回	第2回	第3回	備考
株式会社仁田工務店	295,000,000	290,000,000	284,000,000	
大森工業株式会社	330,000,000	290,000,000	辞退	

議案第76号 参考資料No. 7

見 積 調 書

○契約の締結方法 不落随契	見 積 年 月 日	令和5年10月30日
○随意契約理由 下記のとおり	立 会 人	下記見積業者
	工 期	340日間
	予 定 価 格 (税 込 額) (279,500,000 円 307,450,000 円)
○件名 中里市民センター建設(建築)工事	見 積 金 額 (税込額=契約金額) (279,500,000 円 307,450,000 円)
○工事(履行)場所 一関市山目町二丁目地内		
名 称 又 は 商 号	見 積 金 額	備 考
株式会社仁田工務店	279,500,000	決定=契約の相手方

○随意契約理由

本件については、本年10月25日に制限付一般競争入札を行ったところ不調となったものであり、入札価格と予定価格との差が小差（1.61%）であることから、一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程第13条第2項の規定を適用し、最低入札者である下記業者より見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約するものです。

（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号適用）

完成期限 令和6年10月24日

○一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程（抄）

（再度入札においても落札者がいないとき）

第13条 2回の再度入札を執行した後においても、落札者がいないときは、入札を打ち切るものとし、その旨を宣言して、入札を終了するものとする。

2 再度入札の最低入札金額が予定価格と比較し、小差のときは、最低入札者と随意契約によることができる。この場合において、見積額が予定価格の範囲内であるときは、速やかに契約を締結するものとする。

3 前項の随意契約が成立しない場合は、設計の見直しをし、新たな建設工事として取り扱うものとする。